

船舶事故調査報告書

令和7年1月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年7月3日 17時20分ごろ
発生場所	福井県 <sup>おぼま</sup> 小浜市 <sup>つぎの</sup> 津崎鼻北方沖 赤礁 <sup>あかぐり</sup> 埼灯台から真方位191° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 29.7′ 東経135° 39.8′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>みき</sup> 美喜丸は、航行中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 美喜丸、5トン未満（長さ10.34m）
船舶番号、船舶所有者等	251-16029福井、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約18cm（敦賀）
事故の経過	<p>本船には船長が1人で乗り組んでいた。</p> <p>船長は、釣りを終えて帰港しようとして本船を西進させていた際、津崎鼻北岸から約30m北方沖の暗岩に本船が乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船を離礁させられなかったため、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、乗揚時に生じた船底の破口から浸水が始まり、えい航すると沈没のおそれがあったため、来援した巡視艇の乗組員により船体の流出防止措置が講じられた。</p> <p>船長は、巡視艇に移乗して小浜市岡津の船溜まりに着いた。</p> <p>本船は、後日、引き揚げられた後、廃船処理された。</p> <p>船長は、約10年前から本事故発生場所付近の釣り場で釣りをしていた、津崎鼻北方沖に暗岩があることを知っていた。</p> <p>船長は、帰航中、ふだんと同様に津崎鼻北岸を目視して距離をとっていたつもりであったが、海面が赤く濁っていたので、いつもと異なる海面の状態に意識が向いて、津崎鼻北岸に近づいていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>本船には、GPSプロッター及びレーダーが装備されていたが、故障していて使用できなかった。</p>
分析	本船は、津崎鼻沖を航行中、船長が、同鼻北方沖に暗岩があることを知っていたものの、いつもと異なる海面の状態に意識を向けて、自

	<p>船の位置を確認していなかったことから、津崎鼻北岸に接近していることに気付かず、津崎鼻北岸から約30m北方の暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、海面が赤く濁っていたことから、いつもと異なる海面の状態に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>本事故当日、本船のGPSプロッター及びレーダーは故障していた。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、津崎鼻沖を航行中、船長が、同鼻北方沖に暗岩があることを知っていたものの、赤く濁った海面が気になり、自船の位置を確認していなかったため、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、航行中、特定のことに意識を向けることなく、周囲の見張りを適切に行い、陸岸との安全な距離を確保すること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、装備しているGPSプロッター等の航海計器が故障した場合、早期に修理して活用すること。</li> </ul>